都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																																		
		１．就学援助制度の周知方法																																		
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）										（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）						（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）									（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月の翌月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安掲等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
20	20	20	14	8	9	17	7	13	3	2	3	3	0	0	20	0	0	0	6	14	4	0	0	0	0	0	0	10	0	5	14	1	2	2
佐賀県	佐賀市	○	○	○		○		○			○	域内の幼稚園や保育所で案内の掲示を依頼			○						○							○		○	○	○		
佐賀県	唐津市	○	○	○	○	○	○	○							○				○												○			
佐賀県	鳥栖市	○			○	○		○							○				○	○	○									○	○			
佐賀県	多久市	○	○			○		○	○						○					○								○			○			
佐賀県	伊万里市	○		○	○	○	○								○				○									○						
佐賀県	武雄市	○	○		○	○	○	○							○						○													
佐賀県	鹿島市	○	○					○							○					○								○						
佐賀県	小城市	○				○		○							○				○									○			○			
佐賀県	嬉野市	○				○									○				○														○	個別で問い合わせがあった場合に、各費目のおおよその支給額を伝えている。
佐賀県	神埼市	○	○	○	○	○	○	○		○					○				○	○	○							○		○	○			
佐賀県	吉野ヶ里町	○	○			○		○			○	税務課等と連携し、援助が必要な方へ案内している。			○					○											○			
佐賀県	基山町	○	○	○	○	○									○					○								○		○	○			
佐賀県	上峰町	○	○			○	○	○							○					○								○			○		○	転入者に対して、手続き時に制度を案内する。

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																																				
		１．就学援助制度の周知方法																																				
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）										（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）						（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）									（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安指等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
20	20	20	14	8	9	17	7	13	3	2	3	3	0	0	20	0	0	0	6	14	4	0	0	0	0	0	0	10	0	5	14	1	2	2				
佐賀県	みやき町	○	○	○	○	○	○	○							○					○											○								
佐賀県	玄海町	○	○			○	○			○					○					○																		
佐賀県	有田町	○	○		○			○	○						○					○											○						
佐賀県	大町町	○		○	○	○									○					○									○								
佐賀県	江北町	○	○	○		○		○							○					○												○	○				
佐賀県	白石町	○							○		○	新小学1年に対して、就学時健康診断の際に就学援助制度の案内を配布。 新中学1年に対して、小学6年時の11月頃に小学校を通じて案内を配布。			○					○										○				○				
佐賀県	太良町	○	○			○									○					○													○				

2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況
（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市区町村名	<小学校>（1）実施・検討状況について						<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校>（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）										<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（8）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					<小学校>（9）（8）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校でを児童生徒及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
20	20	19	1	0	0	0	0	0	19	0	1	0	0	0	0	0	0	1	16	2	13	12	3	7	14	4	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	佐賀市	○							○										○		○	○	○		○	○													
佐賀県	唐津市	○							○										○		○	○	○	○	○														
佐賀県	鳥栖市	○							○										○		○			○	○														
佐賀県	多久市	○							○											○		○			○														
佐賀県	伊万里市	○							○										○		○		○	○	○	○	○												
佐賀県	武雄市	○							○										○		○	○			○														
佐賀県	鹿島市	○							○										○			○				○				○	市外保育所等に通っている児童や在宅児童に対して、自宅に郵送し周知を図っている。									
佐賀県	小城市	○							○										○		○				○														
佐賀県	嬉野市	○							○											○					○														
佐賀県	神埼市	○							○										○			○				○			○										
佐賀県	吉野ヶ里町	○							○										○		○	○			○														
佐賀県	基山町	○							○										○		○	○			○														
佐賀県	上峰町	○							○										○		○	○			○														

| 都道府県 | 市区町村名 | 2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）
令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況
（あてはまるもの1つに○） | | |

都道府県	市区町村名	<中学校>（1） 実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
20	20	19	1	0	0	0	0	0	19	0	1	0	0	0	0	0	0	0	16	2	0	0	0	0	0	0
佐賀県	佐賀市	○							○										○							
佐賀県	唐津市	○							○										○							
佐賀県	鳥栖市	○							○										○							
佐賀県	多久市	○							○											○						
佐賀県	伊万里市	○							○										○							
佐賀県	武雄市	○							○										○							
佐賀県	鹿島市	○							○										○							
佐賀県	小城市	○							○										○							
佐賀県	嬉野市	○							○											○						
佐賀県	神埼市	○							○										○							
佐賀県	吉野ヶ里町	○							○										○							
佐賀県	基山町	○							○										○							
佐賀県	上峰町	○							○										○							

都道府県	市区町村名	<中学校>（1） 実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
20	20	19	1	0	0	0	0	0	19	0	1	0	0	0	0	0	0	1	16	2	0	0	0	0	0	0
佐賀県	みやき町	○							○									○								
佐賀県	玄海町	○							○										○							
佐賀県	有田町	○							○										○							
佐賀県	大町町	○							○										○							
佐賀県	江北町	○							○										○							
佐賀県	白石町	○							○										○							
佐賀県	太良町		○								○															

都道府県		3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																				（2） （1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3） （1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市民町村民税の非課税	ウ、市民町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク、PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ、市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ、離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト、その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
20	20	12	15	10	8	9	12	6	3	3	6	4	3	9	2	9	4	4	0	3	5	17	0	5	0	20
佐賀県	佐賀市	○	○														○			○		1				0
佐賀県	唐津市	○	○				○							○				○				1				0
佐賀県	鳥栖市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○					○						0
佐賀県	多久市															○						1				0
佐賀県	伊万里市															○						1				0
佐賀県	武雄市	○	○	○	○	○	○			○	○			○				○				1				0
佐賀県	鹿島市																○					1				0
佐賀県	小城市		○	○			○														○			上記イ、ウ、力を満たさない世帯において、教育委員会の会議内で該当世帯の状況を協議し、準要保護として認定するか否かを個別に協議。 協議の結果、特別な経済的理由で就学困難と教育委員会が認めた場合、就学援助認定としている。		0
佐賀県	嬉野市	○	○				○					○		○		○						1				0
佐賀県	神埼市	○	○				○								○		○				○	1		教育委員会で援助が必要と認められたもの		0
佐賀県	吉野ヶ里町	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○				○		1				0
佐賀県	基山町	○	○	○	○	○	○											○				1				0
佐賀県	上峰町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○					○	1		その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者		0

都道府県		3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																			（2） （1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3） （1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク、PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ、市区町村民税（所得割等含む）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ、離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト、その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
20	20	12	15	10	8	9	12	6	3	3	6	4	3	9	2	9	4	4	0	3	5	17	0	5	0	20
佐賀県	みやき町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○						1				0
佐賀県	玄海町		○	○	○	○	○	○									○					1				0
佐賀県	有田町															○						1				0
佐賀県	大町町	○	○	○	○	○		○						○		○						1				0
佐賀県	江北町		○													○						1				0
佐賀県	白石町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○				○			○	1		保護者の死亡、災害、その他援助の必要がある場合		0
佐賀県	太良町																				○			収入額から生活保護基準額及び学用品費等必要額などの町独自加算額を差し引いた金額を算出した上で、家庭の状況等を考慮し設定している。		0

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
20	20	20	0	0	2	2	2	18	18	0	3	20	1	1	0	0	0	19	19	0	0
佐賀県	佐賀市	○						○	11,630			○						○	57,060		
佐賀県	唐津市	○						○	11,630			○						○	57,060		
佐賀県	鳥栖市	○						○	11,420			○						○	57,060		
佐賀県	多久市	○						○	11,630			○						○	57,060		
佐賀県	伊万里市	○						○	11,630			○						○	54,060		
佐賀県	武雄市	○						○	13,650			○						○	40,600		
佐賀県	鹿島市	○						○	13,900			○						○	51,060		
佐賀県	小城市	○						○	14,300			○						○	54,060		
佐賀県	嬉野市	○			○	11,630	10,903				通学用品費にまとめて支給	○						○	57,060		
佐賀県	神埼市	○						○	11,630			○						○	57,060		
佐賀県	吉野ヶ里町	○						○	11,630			○						○	57,060		
佐賀県	基山町	○						○	13,900		1年生のみ11,638円	○						○	57,060		
佐賀県	上峰町	○						○	11,630			○						○	57,060		

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
20	20	3	0	0	2	2	2	0	0	0	1	20	7	7	13	13	13	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	2	0	0	0	1	7	
佐賀県	佐賀市											○			○	22,690	17,383																									通学用品費は、1年生を除く。 （学校の指示書の支給平均額は、令和７年度予算に計上した単価を使用
佐賀県	唐津市											○			○	22,690	18,769																									
佐賀県	鳥栖市	○			○	38,200	0				実績なし	○	○	19,190																		○			○	6,000	0				実績なし	通学用品費は1年生は支給なし 通学費・オンライン学習通信費は6年度支給なし
佐賀県	多久市											○	○	18,288																												
佐賀県	伊万里市	○										○			○	22,690	19,417																									通学用品費は２～６年生が対象。 給食費については、欠食分給くもの(は日割り計算をして支給している。
佐賀県	武雄市											○			○	21,490	16,432																									
佐賀県	鹿島市											○			○	22,690	16,713																									
佐賀県	小城市											○			○	22,690	17,444																									
佐賀県	嬉野市											○	○	19,416																												
佐賀県	神埼市											○			○	22,690	21,000															○			○	26,400	24,700					
佐賀県	吉野ヶ里町											○	○	19,688																												通学用品費は1年生を除く。修学旅行費は6年生のみ。 給食費(個別指導を伴うものは実施したが、実績対象額なしのため。
佐賀県	基山町											○	○	19,050																												
佐賀県	上峰町	○			○	40,020	0					○			○	22,690	22,690																									

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
20	20	20	0	0	2	2	2	18	18	0	3	20	1	1	0	0	0	19	19	0	0
佐賀県	みやき町	○						○	11,630			○						○	57,060		
佐賀県	玄海町	○						○	11,630			○						○	57,060		
佐賀県	有田町	○						○	11,630			○						○	57,060		
佐賀県	大町町	○			○	11,630	11,572					○	○	42,100					57,060		
佐賀県	江北町	○						○	11,630			○						○	57,060		
佐賀県	白石町	○						○	11,630			○						○	57,060		
佐賀県	太良町	○						○	13,900		新生は11,630円　通学用品費を含む	○						○	57,060		

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
20	20	3	0	0	2	2	2	0	0	0	1	20	7	7	13	13	13	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	2	0	0	0	1	7	
佐賀県	みやき町											○			○	22,690	18,447																								通学用品費は、1年生を除く。
佐賀県	玄海町											○			○	22,690	15,801																								通学用品費について、小学1年生以外に支給をしている。
佐賀県	有田町											○			○	22,690	16,353																								
佐賀県	大町町											○	○	1,983																											
佐賀県	江北町											○			○	22,690	17,901																								給食費は無償化して おり、区域外からの就学児童の対象者はいないため、「給食費支給の有無」なし）
佐賀県	白石町											○	○	0							実績なし																			
佐賀県	太良町											○			○	22,690	14,101																								

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

（2）補足事項

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
20	20	20	0	0	2	2	2	18	18	0	1	20	0	0	1	1	1	19	19	0	0	4	1	1	2	2	2	0	0	0	1	20	7	7	13	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	2	0	0	0	1	7
佐賀県	佐賀市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	7,844								○			○	60,910	52,668																											通学用品費は、１年生を除く。
佐賀県	唐津市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	39,660																											
佐賀県	鳥栖市	○						○	22,320			○						○	63,000			○			○	77,200	0			実績なし		○	○	50,581																								○			○	6,000	0			実績なし	通学用品費は1年生は支給なし 通学費・校外活動費（自為り）・オンライン学習通信費・図書費は小1.年生支給なし
佐賀県	多久市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	55,354																												
佐賀県	伊万里市	○						○	22,730			○						○	63,000			○										○			○	60,910	48,235																											通学用品費は２～３年生が対象。 校長費については、欠食が続くものは日割り計算をして支給している。
佐賀県	武雄市	○						○	24,550			○						○	47,400															○			○	57,590	50,996																											
佐賀県	鹿島市	○						○	25,000			○						○	60,000															○			○	60,910	51,276																											
佐賀県	小城市	○						○	25,300			○						○	63,000															○			○	60,910	51,849																											
佐賀県	嬉野市	○			○	22,730	22,414					○						○	63,000															○	○	49,498																											
佐賀県	神埼市	○						○	22,730			○						○	63,000															○			○	60,910	57,290																											
佐賀県	吉野ヶ里町	○						○	22,730			○						○	63,000															○	○	56,262																											
佐賀県	基山町	○						○	25,000			○						○	63,000															○	○	53,000																											
佐賀県	上峰町	○						○	22,730			○						○	63,000			○			○	80,880	40,120					○			○	60,910	50,712																											

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
20	20	20	0	0	2	2	2	18	18	0	1	20	0	0	1	1	1	19	19	0	0
佐賀県	みやき町	○						○	22,730			○						○	63,000		
佐賀県	玄海町	○						○	22,730			○						○	63,000		
佐賀県	有田町	○						○	22,730			○						○	63,000		
佐賀県	大町町	○			○	22,730	21,784					○			○	63,000	63,000				
佐賀県	江北町	○						○	22,730			○						○	63,000		
佐賀県	白石町	○						○	22,730			○						○	63,000		
佐賀県	太良町	○						○	25,000		【新生1822，T30円　通学用品費を含む】	○						○	63,000		

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
20	20	4	1	1	2	2	2	0	0	0	1	20	7	7	13	13	13	0	0	0	0
佐賀県	みやき町											○			○	60,910	56,794				
佐賀県	玄海町											○			○	60,910	60,000				
佐賀県	有田町											○			○	60,910	55,242				
佐賀県	大町町											○	○	50,068							
佐賀県	江北町											○			○	60,910	50,556				
佐賀県	白石町											○	○	56,652							
佐賀県	太良町											○			○	60,910	60,910				

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	2	0	0	0	1
佐賀県	みやき町																				
佐賀県	玄海町																				
佐賀県	有田町																				
佐賀県	大町町																				
佐賀県	江北町																				
佐賀県	白石町																				
佐賀県	太良町																				

（2）補足事項

都道府県	市区町村名	？
20	20	？
佐賀県	みやき町	通学用品費は、1年生を除く。
佐賀県	玄海町	通学用品費について、中学1年生以外に支給をしている。
佐賀県	有田町	
佐賀県	大町町	
佐賀県	江北町	給食費は無償化しており、記載外からの就学児童の対象者はいないため、「給食費支給の有無なし」
佐賀県	白石町	
佐賀県	太良町	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
20	20	3
佐賀県	佐賀市	
佐賀県	唐津市	
佐賀県	鳥栖市	
佐賀県	多久市	
佐賀県	伊万里市	
佐賀県	武雄市	
佐賀県	鹿島市	
佐賀県	小城市	学用品は小学校中学校共に２年生以降の金額である。（小学校1年生は12,100円、中学校1年生は21,100円）
佐賀県	嬉野市	
佐賀県	神埼市	
佐賀県	吉野ヶ里町	
佐賀県	基山町	令和７年度より認定基準の見直しを行った。
佐賀県	上峰町	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
20	20	3
佐賀県	みやき町	
佐賀県	玄海町	
佐賀県	有田町	
佐賀県	大町町	
佐賀県	江北町	
佐賀県	白石町	福祉関係の担当部署や学校のスクールソーシャルワーカー等へ制度について伝えており、生活困窮と思われる世帯に広報内している。
佐賀県	太良町	